

特別養護老人ホームうつくしの里 利用料料金一覧表

(1) 介護度別基本料金自己負担額 1割負担

介護度	1日あたりの単位数	加算分	処遇改善加算	1日あたりの利用料	1か月あたりの利用料
要介護3	732	379	15	¥945	¥29,305
要介護4	802	379	16	¥1,026	¥31,812
要介護5	871	379	17	¥1,105	¥34,285

*介護保険給付金額には、日常生活継続支援加算、看護体制加算、夜勤職員配置加算、生活機能向上連携加算、個別希望訓練加算、口腔衛生管理加算、科学的介護推進体制加算、褥瘡マネジメント加算、生産性向上推進体制加算、介護職員処遇改善加算14.0%が加算されています。地域単価は10.14円の金額になります。

(2) 介護度別基本料金自己負担額 2割負担

介護度	1日あたりの単位数	加算分	処遇改善加算	1日あたりの利用料	1か月あたりの利用料
要介護3	732	379	31	¥1,890	¥58,609
要介護4	802	379	33	¥2,052	¥63,624
要介護5	871	379	35	¥2,211	¥68,571

(3) 介護度別基本料金自己負担額 3割負担

介護度	1日あたりの単位数	加算分	処遇改善加算	1日あたりの利用料	1か月あたりの利用料
要介護3	732	379	46	¥2,835	¥87,914
要介護4	802	379	49	¥3,078	¥95,437
要介護5	871	379	52	¥3,317	¥102,856

(4) 居住費・食費

利用者負担割合	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	¥300	¥390	¥650	¥1,360	¥1,600
居住費(多床室)	¥0	¥430	¥430	¥430	¥985
(個室)	¥380	¥480	¥880	¥880	¥1,300
一か月あたり	(多床室) ¥9,300 (個室) ¥21,080	(多床室) ¥25,420 (個室) ¥26,970	(多床室) ¥33,480 (個室) ¥47,430	(多床室) ¥55,490 (個室) ¥69,440	(多床室) ¥80,135 (個室) ¥89,900

(5) 介護保険外サービス

○理美容サービス カットのみ ¥2,200/回 カット+カラー ¥6,050/回

○電気代 テレビ ¥50/日 電気毛布 ¥50/日

○写真現像代 ¥50/枚

○レクリエーション費用 コーヒー喫茶代(週3回~4回提供) ¥300/月

○エンゼルケア代 ¥6,000(9:00~18:00) ¥8,000(18:00~9:00)

*上記の他、抗原検査キット、介護用品、口腔ケア用品(歯ブラシ等)、嗜好品、衣類等

施設で必要なものは自己負担にて購入していただきます。

(6) 介護老人保健施設サービス加算の自己負担額（毎月加算）

	単位数	
日常生活継続支援加算	36/日	要介護度の高い方、重度の認知症高齢者の方が一定割合以上新規入所し、かつ介護福祉士が入所者に対し、6:1以上は配置している施設で加算されます。
看護体制加算Ⅰ	4/日	常勤看護師1名以上配置している施設で加算されます。
看護体制加算Ⅱ	8/日	看護職員と24時間連絡できる体制を確保している施設で加算されます。
夜勤職員配置加算Ⅲ	16/日	夜勤帯に介護職員または看護職員を厚生労働省の定める勤務条件を満たしている場合加算されます。
生活機能向上連携加算Ⅱ	100/月	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などのリハビリ専門職と介護事業所が連携し、日常生活動作能力を維持、向上させる取り組みを評価する加算です。
個別機能訓練加算Ⅰ	12/日	常勤の理学療法士が個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき計画的に機能訓練を行っている場合に加算されます。
個別機能訓練加算Ⅱ	20/月	Iを算定している入所者について、計画の内容、情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施にあたり必要な情報を活用することで加算されます。
口腔衛生管理加算Ⅱ	110/月	利用者の口腔衛生の維持、向上を目的とした加算です。
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3/月	褥瘡リスク評価とケア計画の作成、実施を行うことで加算されます。
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13/月	褥瘡発生を予防するため、定期的に評価をし、結果に基づき計画的に管理していくことで加算されます。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50/月	利用者の状態やケア内容のデータを国のシステムに提出し、その分析結果を活用してサービスの質を向上される取り組みを評価するための加算です。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10/月	ICT機器や介護ロボットの導入、業務改善の取り組みを評価する加算です。

(6) 介護老人保健施設サービス加算の自己負担額（発生時加算）

	単位数	
療養食加算	6	特定の病状に応じた特別な食事を提供することによって算定される加算です。
安全対策体制加算	20	事故の発生を予防し、方が一事故が発生した際には指針やマニュアルに沿った適切な対応を行うことを目的とした加算です。
看取り介護加算（死亡日以前31～45日）	72	看取り加算とは、利用者が最後のを迎える際に、施設で適切なケアを提供することに対して支給される加算です。
看取り介護加算（死亡日以前4～30日）	144	
看取り介護加算（死亡日の前日・前々日）	680	
看取り介護加算（死亡日）	1280	
退所前訪問相談援助加算	460	退所後生活する居宅又は福祉施設等を訪問し、退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合に加算されます。
退所前後訪問相談援助加算	460	
退所時相談援助加算	400	退所後の居宅サービスまたは施設サービス等について相談援助をおこなった場合に加算されます。
退所前連携加算	500	退所に先立ち、居宅介護支援事業所と連携及び必要な情報を提供し、調整を行った際に加算されます。
認知症行動・心理症状対策加算	200	医師が、認知症の行動、心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対しサービスを行った場合に加算されます。